

平成 31 年 4 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 紙谷 孝雄企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から平成31年1月18日に公表された企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）の提案について、基本的に同意いたします。ただし、今後の適用にあたって明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

（質問 1）開発にあたっての基本的な方針に関する質問

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

（質問 2）適用範囲に関する質問

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

（質問 3-1）時価の定義に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

（質問 3-2）期末前 1 か月の平均価額の削除に関する質問

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 4) 時価の算定単位に関する質問

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によとじていますが、一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 5) 時価の算定方法に関する質問

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 6) その他の取扱い

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがありましたら、ご記載ください。

コメントなし

(質問 7) 市場価格のない株式等の取扱い

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。ただし、以下の 1. に記載した事項につきご検討いただきたい。

1. 「市場価格のない株式」の定義や範囲の明確化

(コメント)

「市場価格のない株式」の定義や範囲の明確化をご検討いただきたい。

(理由)

企業会計基準公開草案第 65 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」第 19 項では、「市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。」とされている。しかしながら、同項においては以下の点が明確ではなく、「市場価格のない株式」に該当するか否かの判断に困難を伴う可能性があるため、「市場価格のない

株式」の定義や範囲の明確化が必要と考える。

- 本公開草案において「市場」そのものの定義はなされていないため、市場に含まれる範囲が明確ではない。
- 市場において取引されていない株式とは、どのような場合に「取引されていない」と判断されるのか（例えば、取引の成立頻度や取引量がどの程度あれば「取引されている」と判断されるのか）が明確でない。

(質問 8-1) 開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上述の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上述の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下の2.及び3.に記載した事項につきご検討いただきたい。

2. レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響の注記を求めないこととした理由に係追加的な説明の記載

(コメント)

レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響の注記を求めないこととした理由について結論の背景に追加的な説明の記載を検討いただきたい。

(理由)

IFRS第13号で求められている、レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響については本公開草案については求めないことを提案している。当該提案の理由は企業会計基準適用指針公開草案第65号(企業会計基準適用指針第19号の改正案)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」第39-18項において説明されているものの、同項の記載では以下のような点で理由の説明としては必ずしも十分ではないと考える。

- 「合理的に考え得る代替的な仮定」の設定が財務諸表作成者に委ねられているため、当該開示項目の有用性が限定されると判断した根拠が必ずしも明らかではない。
- 当該開示項目を財務情報とすべきものであるのか、非財務情報とすべきものであるか判断が難しいことが当該開示項目について注記を求めないこととした理由とされているが、当該判断が難しいことと注記の有用性やコストとの関係が必ずしも明らかでない。

3. 投資信託に関するレベルごとの開示

(コメント)

投資信託については、時価の算定に関する取扱いの改正が行われるまでは、時価のレベルごとの開示を行わないことをご検討いただきたい。

(理由)

企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」では、投資信託の時価の算定に関する検討は会計基準公表後概ね 1 年をかけて検討するとしており、改正が行われるまでは現行の取扱いを踏襲している。一方で、開示においては、便宜的な時価のレベルの分類を求めており、現行の時価の分類(取引所の終値若しくは気配値、投資信託委託会社が公表する基準価格など)とレベルの分類との関係が明確ではない。

このため、投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまでの間はレベルごとの開示も併せて行わないことが整合的であると考えます。

(質問 8-2) 期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記(1)から(4)の増減理由に分けて記載すること、また上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で注記することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 9-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 9-2) 経過措置に関する質問

本公開草案において、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 10) 設例に関する質問

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

コメントなし

(質問 11) その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

コメントなし

以上